

転載利用許諾申請について

1.申請手順

(1) 一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会転載許可申請に関わる規定をお読みにになり、以下①~④を郵送または宅配便等でご送付ください。

- ①転載利用許諾申請書 1部
- ②転載元の該当箇所コピー1部
- ③転載先の掲載記事原稿（校正原稿など）1部
- ④返送用封筒 1通

(2) 審査（2～4週間前後）後、諾否を通知致します。

2.申請時のご注意

(1) 転載箇所は正確にご記載ください。（頁数、図表番号等）

記載があいまいな場合、確認に時間を要し、返答が遅れる原因となりますのでご注意ください。

(2) 図表は忠実に転載していただくことが原則ですが、図表の意味を変更しない軽微な改変は転載許諾の対象とします。その場合は、どのように変更するのか具体的に書き示してください。また、「出典の明示」に加えて〔・・・より改変〕などのことわりを加えてください。

◇転載利用可否ならびに転載利用料について

【営利を目的としない場合】

委員会あるいは理事会でその可否について判断します。この場合、転載利用料は無料とします。

【営利を目的とする場合】

委員会あるいは理事会でその可否について判断します。特定の企業の営利活動やその他の営利を目的とする転載の場合には、所定の転載利用料を申し受けます。転載利用料は原則として図表 1 点につき\$0.10（10 円）（税込）とし、これに発行部数または最終閲覧者数を乗じて算出します。

※営利活動か否かの判断が難しい場合には、別に説明ならびに資料提出を求める場合があります。